事務連絡

令和６年（2023年）２月 ９日

各教育局教育支援課長

様

各市町村教育委員会次・課長（札幌市を除く）

北海道教育庁学校教育局部活動改革推進課課長補佐

令和６年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移

行に向けた実証事業）の参加希望調査の実施等について

　このことについて、スポーツ庁地域スポーツ課から別添写しのとおり参加希望調査の実施依頼がありましたので、事業への参加を希望する市町村教育委員会におかれましては、次により関係書類を提出してください。各教育局におかれましては、管内の市町村から提出のあった書類を取りまとめの上、期日までに提出願います。

　なお、文化クラブ活動に係る実証事業については、文化庁からの連絡があり次第、別途お知らせします。

記

**１　事業名**

地域スポーツクラブ活動体制整備事業(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)

**２　事業概要**

**(1) 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証　＜**通常の実証事業＞

　　　地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の質の保証・量の確保、関係団体・分野との連携強化、面的・広域的な取組、内容の充実、参加費用負担支援、学校施設の活用等に関する実証を行う。

**(2) 重点地域における政策課題への対応**

　　　地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む都道府県を公募し、選定した上で、重点地域として指定し、当該都道府県が域内の市区町村と協力して、政策課題への対応を推進する。

**３　提出書類**

**(1) 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証（実証事業）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **提出様式** | **備　　考** |
| ① | 事業計画書―鑑文―　<Word> |  |
| ② | 事業計画書―本文― <Word> | 様式に記載の留意事項を踏まえ、作成 |
| ③ | 取組内容確認シート　<Excel> |  |
| ④ | 市区町村事業経費内訳　<Excel> |  |
| ⑤ | 市区町村再委託先事業経費内訳 <Excel> | 市町村から団体等へ再委託する場合のみ提出 |

　**(2) 重点地域における政策課題への対応**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **提出様式** | **備　　考** |
| ① | 事業計画書―鑑文―　<Word> |  |
| ② | 事業計画書―本文―　<PowerPoint> | 取組内容のスライドについては、選択する政策課題のみ記載。 |
| ③ | 市区町村事業経費内訳　<Excel> |  |
| ④ | 市区町村再委託先事業経費内訳　<Excel> | 市町村から団体等へ再委託する場合のみ提出。 |

**４　提出期限及び提出先**

**(1) 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証（実証事業）※通常の実証事業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 提出期限 | 提出先 |
| 各市町村→教育局 | **令和６年２月29日（木）17:00必着** | 管轄教育局の担当係 |
| 教育局→部活動改革推進課 | 令和６年３月４日（月）17:00必着 | 部活動改革推進課担当 |

**(2) 重点地域における政策課題への対応**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 提出期限 | 提出先 |
| 各市町村→教育局 | **令和６年３月27日（木）17:00必着** | 管轄教育局の担当係 |
| 教育局→部活動改革推進課 | 令和６年３月29日（金）17:00必着 | 部活動改革推進課担当 |

**５　提出方法**

**(1) 市町村から教育局へ**

　　① 電子メールにより教育局の担当者（※）へ提出してください。

　　　　※　教育局は提出先アドレスを市町村へお知らせください。

　　② 各調査票のファイル名は、冒頭に「【地方公共団体コード＋北海道＋市町村名】」を記載して下さい。

　　　　*＜例＞【012025北海道函館市】調査票様式１＿事業計画書.docx*

**(2) 教育局から部活動改革推進課へ**

　　　次のフォルダに保存してください。

*X:\700\_教育庁\090\_部活動改革推進課\99\_アクセス権変更可能\◆◆◆令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業*

**６　「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」について**

　(1) 令和６年２月６日にスポーツ庁から**北海道への配分予定額（55,530,000円※）が示されました。スポーツ庁の方針に則り、この金額の範囲で、当課が参加を希望する市町村への事業費配分額を調整することとなります。**

スポーツ庁の配分予定額が、当課の見込みと比して著しく小規模であることから、スポーツ庁の「実施方針（別紙９）」３(2)③「各都道府県から市区町村への事業費の配分方法」及び⑤「各都道府県・指定都市における事業費の配分に当たっての留意事項」に基づき配分額を決定することとなりますので、予め御承知おき下さい。

※ 重点地域における政策課題への対応分は含まない。当課執行分を含む。

※ 他の都道府県において執行残が生じた場合に、スポーツ庁において再配分されるか否かについては未定。

　(2) 令和７年度以降の都道府県への事業費配分額の算出方法において、「執行状況係数」が盛り込まれおり、事業終了後の執行率が低い場合は、一定の割合に応じて減額されることとなっておりますので、過大な事業費を計上することによって執行率が低くならないよう御留意下さい。

　(3) **地域クラブ活動としての実施予定が全くない事業内容については、認められません**（地方自治体向けＱ＆Ａ（別紙２）問3－2のとおり）。

　(4) 地域クラブ活動の運営財源として、原則として、国費だけではなく、**一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄付などとの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした取組とし、収支構造の検証に資するものとしてください**。特に2年目の活動においては、この点に特に留意して下さい（地方自治体向けＱ＆Ａ（別紙２）問2－2のとおり）。

　(5) 事業計画の作成に当たっては、「実施方針（別紙９）」３(1)における各観点に十分留意して下さい。

　(6) 協議会等の設置が必要条件となっています（地方自治体向けＱ＆Ａ（別紙２）問11－1のとおり）。が、地域の実情に応じて協議会の在り方について多様な形態があり得ることをスポーツ庁へ確認しています。（疑義がある場合は適宜御相談下さい。）

　(7) その他、添付している各資料を参照してください。

**７　重点地域における政策課題への対応について**

　(1) 道教委では、通常の実証事業に加え、「重点地域における政策課題への対応」の実施を希望する予定です。（実証地域として参加を希望する市町村がない場合やスポーツ庁の定める条件を満たせない場合等はその限りではない。）

　(2) 実証地域として参加を希望する市町村は、「地方自治体の取組事項（別紙１）」１（2）及び「実施方針（別紙９）」４(1)にある政策課題から1つ以上を選択し、本事務連絡３(2)にある関係書類を作成の上、期日までに教育局へ提出して下さい。

　(3) 道教委では、前項において提出のあった事業計画書の内容を踏まえ、スポーツ庁の示す事業規模の範囲内（※）において実証地域を選定した上で、北海道としての事業計画書を作成しスポーツ庁へ提出します。

　　　実証地域の選定に当たっては、「実施方針（別紙９）」４（2）「重点地域の選定基準等」を参考とする予定です。

　　　 ※　1都道府県当たり5千万円程度

(4) 北海道がスポーツ庁から重点地域として選定された際は、**実証地域と再委託契約を締結し、道と実証地域が連携して取り組みを進める**こととなります。再委託契約の金額は、予算の範囲内において、実証地域から提出のあった事業計画に基づき決定します。

(5) 重点地域は、取組状況の共有を図るため、全国各地から幅広い関係者が参加出来るシンポジウムを開催することとされており、実証地域の関係者へ協力を依頼する場合があります。

(6) **一つの市町村が「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」と「重点地域における政策課題への対応」の両方に参加頂くことは可能です**。

(7) その他、添付している各資料を参照して下さい。

**８　送付資料**

|  |  |
| --- | --- |
| スポーツ庁事務連絡（写） | 令和６年１月31日付けスポーツ庁地域スポーツ課事務連絡 |
| 別紙１ | 地方自治体の取組事項 |
| 別紙２ | 地方自治体向けQ&A |
| 別紙３ | 地方自治体向け事業費計上の留意点等 |
| 別紙４ | 調査票様式一式（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証） |
| 別紙５ | 調査票様式一式（重点地域における政策課題への対応） |
| 別紙６ | スポーツ庁令和6年度予算ポンチ絵 |
| 別紙７ | 事業実施形態（予定） |
| 別紙８ | 実施方針＜概要＞ |
| 別紙９ | 実施方針＜本体＞ |

部活動改革推進係：青山・佐伯

TEL:011-206-6067 / 内線：6-250-35-823

e-mail:saeki.keisuke1@pref.hokkaido.lg.jp